

○保育料について

中種子町基準		
階層	区分	1号認定
		教育標準時間
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0
3	市町村民税均等割課税世帯 (ひとり親世帯等)	3,000 (2,000)
4	市町村民税所得割課税額	77,100円未満 (ひとり親世帯等)
5		211,200円未満
6		211,200円以上

中種子町基準							
階層	区分	3歳未満(3号認定)		3歳(2号認定)		4歳以上(2号認定)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯 (ひとり親等世帯)	9,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
3	市町村民税均等割課税世帯 (ひとり親世帯等)	14,200 (13,200)	13,000 (12,000)	10,200 (9,200)	10,000 (9,000)	10,200 (9,200)	10,000 (9,000)
4	市町村民税所得割課税額	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	19,500 (18,500)	19,300 (18,300)	16,500 (15,500)	16,300 (15,300)	16,500 (15,300)
5		72,800円未満	24,700	24,400	21,700	21,400	21,700
6		97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600	27,000
7		133,000円未満	37,200	36,700	30,900	29,200	28,690
8		169,000円未満	44,500	43,900	34,850	31,820	28,690
9		235,000円未満	52,700	51,900	34,850	31,820	28,690
10		301,000円未満	61,000	60,100	34,850	31,820	28,690
11		397,000円未満	80,000	78,160	34,850	31,820	28,690
12	397,000円以上	81,190	78,160	34,850	31,820	28,690	

※保育料は、養育者（保護者）の市町村民税所得割額の合算により決定します。（ただし、生計の中心が祖父母などの場合には、祖父母などの税額で決定することがあります。）対象となる市町村民税額は、4月から8月が平成27年度分（平成26年分所得に対する市町村民税）、9月から翌年3月が平成28年度分（平成27年分所得に対する市町村民税）となります。

※この保育料とは別に、それぞれの園で教育・保育の質の向上を図るうえで必要となる実費負担額等がございます。

※その他、幼稚園では年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となり、保育所等では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となる多子世帯の保育料の軽減がございます。

※保育料については、平成28年3月末頃に確定し、確定後利用料決定通知書を送付します。